

幡多広域消費生活センター便り

◆こんなことで悩んでいませんか？

- 訪問販売で高価なものを買ってしまった。解約できないか。
- 電話勧誘が何度もあり迷惑している。
- 身に覚えのない代金を請求されている。
- 商品の品質・性能・安全性が心配。
- 借金の返済や多重債務で困っている。
- その他消費者問題に関すること。

◆こんな相談が寄せられています

- 布団や健康食品・磁気マットレスの契約。
- 家のリフォームなどの被害。
- 身に覚えのない商品の一方的な送りつけ。
- 未公開株・投資等利殖関係の被害。
- 誇大広告などによる商品の不具合
- 携帯電話やパソコンに身に覚えのない料金の請求。
- パソコンにアダルトサイトの料金請求画面が消えない状態。
- インターネットでのショッピングやオークションの被害。

◆消費生活センターの役割

- 消費生活に関する困りごとや契約・解約に関することなど、消費生活全般について、消費者からの相談に応じ、苦情・トラブル処理など、救済のお手伝いをします。
- 消費者問題に必要な情報を収集し、住民の皆さんに周知や啓発を行います。
- 国・県・市町村など関係機関との情報を交換し、未然防止に努めます。

○お問い合わせ・相談受付

月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時～正午  
午後1時～5時

☎ 34-6301  
FAX 34-6295

〒787-0012  
四万十市右山五月町8番32号  
四万十市立働く婦人の家1階



幡多広域特産品等県外発信支援事業のご案内

幡多広域市町村圏事務組合では、幡多広域ふるさと市町村圏基金を活用して、圏域内の地場産品のPRおよび消費拡大を促進するため「幡多広域特産品等県外発信支援事業」により補助金を交付しています。この事業は、圏域内に事務所を有する事業者が行う圏域内の特産品などの地産外商・県外販路拡大を目的とする事業です。

◆補助対象者

- 幡多広域内に本社または主たる事業所を有する中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
  - その他組合長が認める団体
- ※当該年度1回(平成27年～)

◆補助対象経費

イベント出店料、特産品等送料、チラシ代、宿泊費、交通費、高速道路使用料、その他組合長が必要と認めるもの

◆補助条件など

- 出展期間中、原則5千人以上の集客が見込めるイベントなど
- 幡多広域ガイドの配布・PR
- 市町村補助金・負担金を除き、県などの公的機関から補助金などの助成金がある場合は、事業に要した経費から当該助成金を差し引いた額を補助対象経費とする。

◆補助限度額

- 近畿、中国、九州地方 50万円以内
- 中部地方以北 100万円以内

※詳しくは幡多広域市町村圏事務組合ホームページをご覧ください。  
<http://www.hata-e.co.jp/hatanap/>

○お問い合わせ

幡多広域市町村圏事務組合  
(幡多クリーンセンター)  
☎ 31-2600